

2026年9月10日

No. SME_002

【スポーツ法・スポーツビジネス概説②】

日本における八百長及びスポーツベッティングの規制概要

執筆者：弁護士 野邊健太／弁護士 藤井貴大

本コラムでは、日本においてスポーツにおける八百長やスポーツベッティングがどのように規制されているか、その概要を説明します。

1. 八百長について

(1) 前提

八百長とは、「相撲や各種の競技などで、一方が前もって負ける約束をしておいて、うわべだけの勝負を争うこと。なれあい勝負。」（広辞苑〔第七版〕）等と定義されています。後述の様に、これまでスポーツ界においても競技者による八百長が行われてきましたが、日本にはスポーツにおける八百長行為そのものを包括的に規制する法律は存在しません。

八百長は、一般的にはその背後で行われるスポーツ競技を対象とした賭博に関連して行われるものであるため、基本的には刑法に基づき、八百長に当たる行為が賭博罪（刑法第185条）等の犯罪を構成するか、個別に判断することとなります。

(2) 公営競技と八百長

公営競技（競馬、競輪、競艇及びオートレース）における八百長は、個別の法律に基づき厳しい罰則の対象となっています。例えば、競馬法第31条第3号は、「競走について財産上の利益を得、又は他人に得させるため競走において馬の全能力を発揮させなかつた騎手」は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処せられるとしています。

競馬については、八百長防止のため、上記法律に加え、独自の制度が設けられています。特徴的なのは、「調整ルーム」の存在です。騎手は、レース前日の午後9時までに「調整ルーム」に入室しなければなりません。「調整ルーム」への入室は、騎手が最高の体調を維持できるようにするとともに、レース前に外部の人物と接触することを防ぐことを目的としています。そのため、入室後は携帯電話その他の通信機器の使用が制限されており、騎手がこの規則に違反した場合、一定期間の調教又は騎乗の停止処分を受け、又は過怠金を課されることとなっています（「日本中央競馬会競馬施行規程」第147条第19項参照）。スマートフォン等の普及により、近年では調整ルーム等における通信機器の不適切な使用の事例が度々問題となっています。直近では、2026年5月8日に、通信機器の不適切な使用が認められたものとして、兵庫県競馬組合から騎手7人に対し、騎乗停止60日の処分が行われました¹。スマートフォン等で手軽に他者と連絡が取れる現代において、八百長の発生を未然に防ぐためにも、調整ルーム等における通信機器の使用ルールの徹底に向けた騎手の規範意識向上が重要であると考えられています。

競馬以外の公営競技においても、上記競馬における調整ルームと同様の制度が設けられ、八百長防止の対策が講じられています。

(3) 公営競技以外のスポーツと八百長

公営競技以外のスポーツにおいては、通常八百長は各競技の国内競技連盟（NF）やプロスポーツ団体の規定によって規制されており、それらに違反すれば、当該連盟や団体により、罰金や出場停止等の処分が課されることとなります。

例えばプロ野球では、「故意に敗れ、又は敗れることを試み、あるいは勝つための最善の努力を怠る等の敗退行為」を不正行為と位置付け、選手等がこれらの不正行為をした場合、永久失格処分等の対象になるとしています（「日本プロフェッショナル野球協約2025」第177条第1項第1号）。また、Jリーグでも、選手等に対し、試合結果に影響を与える不正行為への関与を禁じており、違反した場合は5,000万円以下の罰金が科されるものとしています（「Jリーグ規約」第89条第1項第7号、第151条第4号）。

(4) 八百長に対する取組み

過去には、プロ野球関係者による一連の八百長への関与事件である「黒い霧事件」や、2011年に発覚した大相撲における八百長事件など、スポーツ界において、八百長に関するスキャンダ

¹ <https://www.sonoda-himeji.jp/news/detail/2618>

ルが度々発生しています。八百長の存在は、対象スポーツに対する信頼を失墜させ、ファンを裏切ることになりません。実際に、2011年に大相撲の八百長事件が発覚した際は、大相撲人気の低下が取りざたされました。このような経緯も踏まえ、日本の各種スポーツ団体は、今後とも八百長に対し厳格な対応をしていくことが求められます。

また、プロスポーツに限らず、高校野球等のアマチュア競技についても、海外においてベッティングの対象とされるケースが出てきており、その結果として未成年者・アマチュア競技者に対する八百長勧誘の危険も高まってきています。競技者自身が注意をすることはもちろん、競技運営者や指導者等においても、競技者が八百長に巻き込まれないよう継続的な注意喚起・教育を行っていくことが求められます。

2022年にスポーツ庁が定めた最新の計画（第3期スポーツ基本計画²）では、スポーツ団体へのガバナンスコードの普及促進等によるスポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底を含むスポーツ・インテグリティの確保が、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策として位置付けられ、実際にスポーツ団体ガバナンスコードの策定・改定等が進みました³。このような国家的な体制整備も、八百長の抑止に一定の役割を果たしていくものと考えられます。

2. スポーツベッティングについて

(1) 前提

スポーツベッティングとは、スポーツの試合結果や特定のプレイ内容にお金をかけるギャンブル（スポーツ賭博）を指し、海外では合法化されている国もありますが、日本でスポーツベッティングを行えば、刑法の賭博罪（刑法第185条）、富くじの罪（刑法第187条）等に該当し違法となります。

もっとも、公営競技及びスポーツくじについては、一定の手続きを経てこれらの罪の適用を受けずに実施できることとなっています。

² https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00001.htm

³ https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/1412105.htm

(2) 公営競技の扱い

公営競技は、各公営競技法（競馬法、自転車競技法、モーターボート競走法及び小型自動車競走法）に基づき、中央団体、都道府県及び市町村が実施できるものとされており、公益増進、地方財政への貢献を目的に、これらの法律で特別に認められた収益事業と位置付けられています。公営競技のそれぞれの根拠法では、事業の実施に厳格な制限が加えられており、その内容の例は以下のとおりです。

- 払戻率の設定
- 実施場所、開催回数の制限
- 選手、審判員の登録制、業務執行の基準、方法等のルール化、政府による指導監督、予想される不正行為に対する厳しい罰則規定など

また、公営競技を実施する地方自治体に対しては、競走を行う施設の設置、競走の実施（開催回数、投票券の金額）の基準、施行者の場内取締の責務及び権限、施設の構造基準等が根拠法及びそれに基づく省令で詳細に規定されています。地方自治体は、各公営競技の根拠法を基準として、それぞれ競走実施条例（地方自治体が公営競技を実施する際に必要な開催日時、入場料の額、発売する投票券、公営競技施設の秩序維持に関する措置などを定めたもの）を制定しています。

このように、公営競技については、法令に基づいた、透明性を確保する厳格な基準が定められているといえます。

(3) スポーツ振興投票（スポーツくじ）の扱い

公営競技以外の合法的なスポーツベッティングの手法として、スポーツ振興投票（WINNER、toto及びBIGのスポーツくじ）が存在します。これは、サッカーとバスケットボールの指定された試合⁴の結果あるいは各チームの得点数を予想して投票し、的中すると当せん金を受けることができる仕組みを、国が胴元となって実施・運営するものです。独立行政法人日本スポーツ振興センター（JAPAN SPORT COUNCIL）によって運営・実施されており（スポーツ振興投票の実施等に関する法律第3条）、必要経費を含めて売上金の50%は国の収入となる仕組みになっています（同法第13条）。

⁴ 公益社団法人日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）が開催するリーグ戦、リーグカップ戦、プレーオフ、天皇杯（Jリーグチーム同士の対戦に限る）、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（Bリーグ）が開催するリーグ戦、チャンピオンシップ、プレーオフなどが対象となります。

この財源は、スポーツの振興に寄与するという同法の目的のとおり（同法第1条）、スポーツ振興に役立てられています。実際の使途はスポーツ庁のウェブサイトで公開されており⁵、令和6年度には160億円以上の助成金が交付され、地域スポーツ施設整備助成、スポーツ団体スポーツ活動助成、国際競技大会開催助成など、様々な事業への交付が行われました。近年、オリンピックなどの国際大会で日本人メダリストの数が増加傾向にあるのも、当該財源の増加に伴い様々なスポーツ種目への支援が拡大したことが一因になっていると考えられています。

一方で、同法はあくまで刑法の特例法であり、スポーツくじの本質が刑法上の富くじであることに変わりはありません。そのため、19歳未満の者のくじの購入は禁止され（同法第9条）、Jリーグ・Bリーグに登録された選手、監督、コーチ、審判員による当該競技に係るくじの購入・譲受も禁止されています（同法第10条第2項）。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催のための財源確保を目的として、プロ野球の試合にも対象を拡張するか否かが議論されたこともありましたが、否定的見解が多数を占め、その拡張が導入されなかった経緯もあります。もっとも、2026年7月16日に開催されたプロ野球のオーナー会議では、スポーツくじの対象にプロ野球を加えることの検討が改めて行われました⁶。野球界においても、競技人口が減少する中、野球振興事業の財源確保を行うため、スポーツくじの活用を本格的に検討する段階になっていると考えられます。

(4) その他のスポーツベッティングについて

以上のように、スポーツベッティング／スポーツ賭博が合法になる場面は厳格に定められており、その他は、賭博罪や富くじの罪等に該当することになります。近年、オンライン上でスポーツ等の結果に対して現金等を賭けること（いわゆる「オンラインカジノ」）が社会問題化しており、海外で運営されているオンラインカジノサイトに日本から参加した人が検挙される事例が相次いでいます。

海外のオンラインカジノサイトに日本国内から参加した場合でも、行為の主体が日本国内にいる場合、当該行為は日本国内で行われたこととなり、あくまで日本国内で賭博を行ったこととなるため、刑法の賭博罪等に該当します。また、海外サーバを利用してオンラインカジノサイトを運営する場合であっても、実質的に日本居住者に対してサービスを提供していると判断されれば、賭博開帳図利罪（刑法第186条第2項）を構成すると考えられます。

⁵ https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/1411476.htm

⁶ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOKC16AJC0W6A710C2000000/?msockid=3cce19363b7362f519290f913a5163be>

近年では、日本人をターゲットにしたオンラインカジノの日本語のサイトや、オンラインカジノサイトに誘導する広告等の情報がインターネット上で数多く出回っていることを踏まえ、政府もこうしたオンラインカジノに関する情報のまん延への対策を進めています。2025年9月には、改正ギャンブル等依存症対策基本法が施行され、国内にある不特定の者に対し、オンラインカジノを含む違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するウェブサイト又はプログラム（アプリ）を提示する行為や、違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為が禁止されたほか、家庭・学校・職場・地域などでの教育や広報活動などを通じて、オンラインカジノが禁止されていることの周知徹底を図るための措置を講ずることが、国や地方公共団体の義務として明記されました⁷。これにより、オンラインカジノサイトの開設運営行為や、リーチサイト・SNS等での発信行為が減少することが期待されています。

また、警察もオンラインカジノの実態調査と取締りの強化に本腰を入れており、2024年には、オンライン上で行われる賭博事犯で279人が検挙されています⁸。

このような取組みは、民間部門がより直接的な役割を果たしている多くの国々とは対照的であるものの、日本国内におけるスポーツベッティングの抑止に一定の役割を果たしていると考えられます。

なお、近年スポーツベッティングの日本における合法化の議論も活発になされておりますが、2025年12月時点における、スポーツ議員連盟会長代行の遠藤利明衆院議員からの「日本がスポーツベッティングに取り組むことは全く致しません」との発言⁹からも、今後の日本における展開については、諸外国におけるスポーツベッティングの合法化といった形ではなく、スポーツくじの拡大といった日本独自の形が模索されていくものと予想されます。

3. マコリン条約

(1) 概要

スポーツの自律性の原則に従い、スポーツの倫理及び公平／公正性を守るため、スポーツ競技の不正操作を打倒することを目的に2019年に発効した「マコリン条約（スポーツ競技の操作に

⁷ <https://www.gov-online.go.jp/article/202411/entry-6786.html>

⁸ <https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/onlinecasino/onlinecasino.html>

⁹ <https://www.nikkansports.com/baseball/news/202512180000487.html>

関する欧州評議会条約) (The Convention on the Manipulation of Sports Competitions (the Macolin Convention))」¹⁰について、日本は未だ署名・批准に至っていません。

マコリン条約は、スポーツ競技の不正操作（特に八百長や賭博関連の不正行為）を防止するための国際的な法的枠組みを提供する機能を有しており、締約国に対し、違法スポーツ賭博対策として、違法なスポーツベッティング事業者に対抗するための最も適した手段を検討し、違法事業者へのアクセス遮断、違法事業者と消費者との資金移動の遮断、広告禁止、消費者のリスク認識を高める措置等を採用することを検討する義務を定めています（マコリン条約第11条）。

実際に、締約国であるフランス、デンマーク、ギリシャ等では、本条約に基づき違法スポーツ賭博におけるブロッキングを実施しており、違法事業者の排除に一定の成果をあげています。

(2) 今後の見通し

日本としても、マコリン条約の署名・批准は、違法スポーツ賭博を行っている違法事業者を排除する上で、有効な対策になり得ると考えられます。

最近の動向として、2025年6月19日には、欧州評議会マコリン条約担当、コペンハーゲングループチェアマンより招待を受け、一般財団法人スポーツエコシステム推進協議会（C-SEP）の代表理事と国際委員長が、年2回開催されているコペンハーゲン・グループ（各国におけるナショナルプラットフォームの設立・運営・発展を強化するネットワーク）全体会合に参加し、各国ナショナルプラットフォームとの交流・意見交換が実施されました。また、欧州評議会からの要請により、山口寿一氏（読売新聞グループ本社代表取締役社長）から日本プロ野球における反社会的勢力対策について講演が行われるなど、交流が促進されています¹¹。

スポーツ選手や個人を巻き込んだスポーツベッティング等への関与の懸念が高まる中、日本国内でも条約の早期署名・批准などを求める声は高まっており、現在も議論が続いています。日本としては今後も、パートナーと連携の上、諸外国と足並みを揃えたスポーツベッティング等の対策に積極的に取り組んでいくものと想定されます。

¹⁰ <https://www.coe.int/en/web/sport/macolin>

¹¹ https://www.soumu.go.jp/main_content/001036468.pdf

4. まとめ

このように、日本では、八百長及びスポーツベッティングに対し、多面的なアプローチが採用されています。

八百長に対しては、法令及び各種スポーツ団体等の規定に基づき厳格な対応が行われ、スポーツベッティングに対しても、公営競技やスポーツくじによる合法的な制度が設けられながらも、それ以外の場面では法改正によるアプローチを含め、やはり厳格な対応が行われています。

また、日本は現時点でマコリン条約を署名・批准していないものの、八百長に関する過去の一連のスキャンダルや、スポーツ賭博を含めたオンラインカジノについての問題意識の向上により、より高いレベルの法規制の機運が社会全体で高まっていると考えられます。

日本独自の多面的アプローチを前提に、グローバルスタンダードの法整備を拡充することで、日本におけるスポーツの健全性を維持し続けることが重要です。

執筆者

弁護士 野邊健太（パートナー、第一東京弁護士会）

Email: kenta.nobe@aplawn.jp

弁護士 藤井貴大（アソシエイト、第二東京弁護士会）

Email: takahiro.fujii@aplawn.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 スポーツ、メディア&エンターテインメントプラクティスチーム

Email: cpq_sports_entertainment@aplawn.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス Tokyo Head Office 〒100-0011 東京都千代田区 内幸町 2-2-2 富国生命ビル（総合受付：16F） 	大阪提携オフィス Osaka Affiliate Office （A&S 大阪法律事務所） 〒530-0005 大阪府大阪市北区 中之島 2-3-18 中之島フェスティバルタワー16階 	福岡提携オフィス Fukuoka Affiliate Office （A&S 福岡法律事務所） 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2丁目 12-1 天神ビル 10階 
ニューヨーク提携オフィス New York Affiliate Office 1120 Avenue of the Americas, 4th Floor New York, New York 10036 	ロンドンオフィス London Office 85 Gresham Street, London EC2V 7NQ, United Kingdom 	フランクフルト提携オフィス Frankfurt Affiliate Office Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325 Frankfurt am Main, Germany 
ブリュッセルオフィス Brussels Office CBR Building, Chaussée de la Hulpe 185, 1170, Brussels, Belgium 	ホーチミンオフィス Ho Chi Minh Office 10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam 	